

弁護士 笹山 尚人

本日は、原告団の参加が20名ほど、支援者も4名ほど、弁護団も参加が6名と、ちょっと参加人数には寂しさを感じました。

でもそれは、いわき市でも台風19号が甚大な被害をもたらしたから。原告団の皆さんも、支援のみなさんも、被害を被った方がいたり、被害を被った方のお手伝いに尽力したり、自分の生活確保のためにかけまわっていたりするからです。このたびの台風19号に被災したみなさまに、お見舞い申し上げますとともに、一刻も早い生活再建が実現するように祈ります。

1 期日の状況

さて、令和元年10月16日（水）午後3時より、福島地裁いわき支部1号法廷において、第10回口頭弁論が開催されました。今回から1時間時間を早め、法廷は、午後3時からということになりました。

原告側からは、とくに主張書面は提出しておらず、東電から準備書面（14）が提出されました。本件事故をもたらした津波は予想できず、自分たちには責任がない、という内容です。

原告側からは、原告のSさんに意見陳述を行って頂きました。

Sさんは、双葉消防署において38年にわたって勤務したこと、2011年3月末で定年退職を予定していたこと、総務課長として本件事故前にはたびたび福島第一原発に立ち入り、消防の観点から予防行動について様々に東電に対し指導した経験があることをお話になりました。

事故の際には、法に定められた規則に従い、福島第一原発事故のオフサイトセンターに出向いたが、集まるべき人間が集まっていなかったり、無線が思うように使用できななかったりといった事態に見舞われ、十分な活動が出来なかったこと、その後爆発の危険があるということで川内村に移動させられ、しかしそこでも31日の退職まで必死に救助活動にあたったこと、町も警察も引き上げてしまう中、双葉消防署の職員は、その後も川内村出張所と浪江消防署葛尾出張所に最後まで残って仕事をし続けたことは誇りであること、東電が事前に津波に関する情報を教えてくれていたら、そのことを踏まえた対策を仕事の中で提示できたことが悔やまれること、といった地域を守るプロの消防マンとしてのプライドを見せる陳述。グッときました。

そして、もとの住まいのある王塚地区は壊滅してしまい、現在戻っているのは1割にも満たないこと、このコミュニティーが失われたことについてのくやしさを陳述されました。

法廷の最後に、今後の進行についての確認が行われました。

東電側からは、今回提出した責任論についての書面について証拠を提出したいこと、今後も責任論について補充すること、損害論についても総括的な見解を準備していることが述べられたので、当面次回に証拠提出は行なうこと、そのほかは逐次準備することが確認されました。

当弁護団からは、次回期日において、富岡町論についての主張を提出すること、9月末に行った聞き取りを踏まえて、原告の皆さんの陳述書を準備して提出すること、今後はそれを踏まえた個別世帯の被害について主張立証を補充していく予定である旨を述べました。

2 今後の予定

(1) 日程について

次回期日は令和元年12月17日(火)午後3時からとなっています。

本日から、開始時刻が、従前の午後4時から「午後3時」に変更になっておりますので、皆様お間違いのないよう宜しくお願いします。

原告団の熱気、被害の実態を裁判所に正確に伝えるためには、まだまだ一人でも多くの原告の皆様参加が必要です。

また、毎回の期日において実施しております原告の皆様からの意見陳述等にもご協力頂く必要がございます。

当弁護団と致しましても、今後もより一層力を入れて本訴訟を迫り進めて参りますので、引き続きのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(2) 今後のご協力をお願いについて

今後、原告の皆様の「陳述書」を提出することになりますので、まだ聞き取りが行われていない世帯の皆様には、皆さまから被害実態に関する詳細なお話を伺わせて頂くこととなります。詳細につきましては追ってご連絡させていただきますが、ぜひともご協力頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

また、この裁判は、先行して進んでいる仙台高裁の第一陣訴訟の結果に大きく左右されます。仙台高裁が躊躇無く被害を直視した判決をするためには、世論の後押しが必要です。原告団事務局から第一陣訴訟が11月1

2日午後2時から仙台高裁において結審期日を開くこと、署名にご協力いただきたいことが連絡されていると存じます。

1陣の結審日の仙台高裁での行動での参加、署名用紙に署名を集めることについて、是非ご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

以上